

### ◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階

TEL)028-636-6790 FAX)028-632-8389

E-mail ; [tgkc@ucatv.ne.jp](mailto:tgkc@ucatv.ne.jp)

URL : <http://www.tgkc.co.jp>

### ◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。



## 業者研修会開催のお知らせ

計理センター恒例の業者研修会を開催致します。

昨年は12月と何かと忙しい時期と重なってしまいましたが、本年は下記日程で開催する運びとなりましたので、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

また、講演内容他細かな点は確定次第ご連絡させていただきます。

開催日 平成27年11月21日(土曜日) 午後  
場所 とちぎ健康の森  
宇都宮市駒生町3337-1

残暑お見舞い申し上げます。

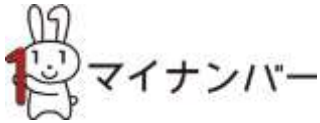
今年の夏季休暇

**8月13日(木)～16日(日)**

よろしく願い致します。

## == 今を考える ==

マイナンバー制度の開始まで既に半年をきっています。マイナンバーという言葉聞いたことがある人や、女優の上戸彩さんと公式キャラクターであるうさぎのマイナちゃんのCMを見たことがある人は多いと思いますが、マイナンバーってなに??という人が多いと思います。



マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての人に付与される12桁の番号であり、現段階では、社会保障、税、災害の分野のみで利用することとなっています。例えば、源泉徴収票へ記載したり、厚生年金の裁定請求の際に呈示したり、児童手当の現況届の際に呈示することが予定されています。

このマイナンバー制度は、国民の利便性を高めることを前面に押し出していますが、はたして本当に我々国民生活の利便性が向上されるのでしょうか?確かに確定申告時住民票の添付が不要になる場合がある等、手続きが簡便化されることが予定されている分野もあります。

しかし、我々国民の利便性が向上すると直接的に感じられる場面は限られており、行政の効率化を主目的とした制度(間接的な恩恵を受けるはず...)であると推測できます。我々国民の重要な情報を管理する番号であるのにも関わらず、周知活動が不足しているのでは...と疑問が残ります。

マイナンバーに関して様々な意見が飛び交っていますが、2016年1月より制度が開始してしまうため、今回は重要な情報であるマイナンバーの取扱いの留意点を記載します。

マイナンバーは一生使うものであり(原則一生涯同じ番号)、不正に使用される危険性がありますので、管理には十分に気を付けてください。気を付けて頂きたい主な事項は以下の通りです。



### Point

- 平成27年10月以降にお住いの市区町村から、世帯単位に「通知カード」(個人番号記載、顔写真なし)が簡易書留で郵送されます。住民票と異なるところに住んでいる方は住民票に記載されている住所に届くということに留意してください。
- 平成28年1月から通知カードと引き換えにICチップが内蔵された「個人番号カード」(顔写真入り)と引き換え可能であり、この「個人番号カード」は身分証明書としても活用できます。免許証等と同様紛失しないよう管理に注意してください。  
なお、個人番号カードの取得は任意となっています。表面には氏名、住所、生年月日が記載され、顔写真が表示される予定であり、マイナンバー(個人番号)は裏面に記載される予定です。「個人番号カード」の発行手数料は無料の予定です。
- マイナンバー(個人番号)は法令や条例で定められた行政手続きにしか利用されませんので、レンタル店やスポーツクラブで入会時等に教えることはありません。身分証明書として「個人番号カード」を提示する場合であっても、裏面のマイナンバー(個人番号)は教えることもありませんし、お店側はマイナンバー(個人番号)を書き写したり、裏面のコピーをとってはいけないうことになっています。

マイナンバーは、源泉徴収票等の法定調書に記載する必要があり、雇用側は従業員のマイナンバーを厳重に管理する義務が生じます。情報漏えいや不正利用を行った場合には罰則が設けられていますので、管理には十分気を付けてください。



詳しく知りたい方は、インターネットでキーワード『マイナンバー』で検索して、内閣官房のホームページをご覧ください。難しそうなので少しだけ知りたいという方は、内閣官房のホームページで公開されている一般の方向け(約15分)と事業者向け(約21分)の動画がお勧めです。コンパクトにまとまっていて、初学者には非常にわかりやすい内容です。

この画面をクリック！



### 税務クイズ



Q. 私は、犬を飼っているのですが、世界では犬に税金がかかる国があると聞きました。日本でも犬に税金はかかるのでしょうか？

A. 現代の日本では税金はかかりませんが、昔は日本でも「犬税」があったそうです。

昭和30年頃は全国で約2700もの自治体がかけていたそうです。昭和57年に、長野県の上田市を最後に無くなったそうです。当時は犬一頭につき年300円の税金が徴収されていたそうで、700円という県もあったようです。現在もかかっていたら、いくらくらいになっているのでしょうか？海外ではドイツなどが有名ですが、年間かかる税金は、犬種によっても異なる様ですが9千円～1万8千円ぐらいかかるそうです。税金の使い道は、路上を犬が汚した際の清掃に使われるとのこと。ただ、税金を取られているということもあって、そういう国の人達は、責任を持った飼い方をしているそうです。いずれにしても、税金を掛けなくても、マナーよく飼える国にしたいものですね。



## ふるさと納税とは

ふるさと納税は、都道府県又は市区町村にふるさと納税(寄附)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みです。

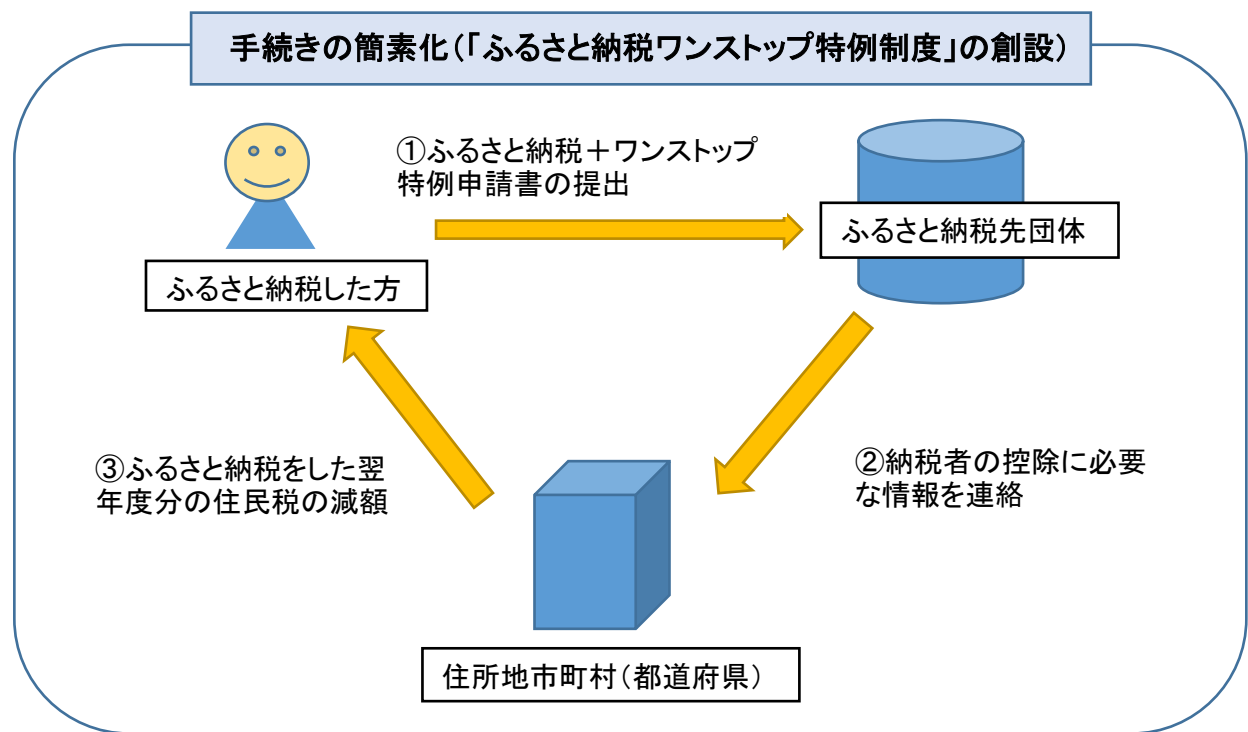
自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象になります。平成27年度税制改正により、ふるさと納税について以下の拡充が行われました。

## ふるさと納税枠(控除上限額)の拡大

寄附金のうち、2千円を超える部分が全額控除されるふるさと納税枠が、現行の約2倍に拡充されました。(平成27年1月1日以降の寄附から対象)

さらに、4月からは控除を受ける際に必要だった確定申告も、年間5自治体までの寄附であれば、事前の手続きを行うことで不要となりました。(ただし、確定申告が不要な給与所得者に限ります。)

## 手続きの簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設)



## ふるさと納税をすると特産品・特典がもらえます

ふるさと納税は、地域特産品や施設の優待券などがあり、好きなものを選べる仕組みとなっています。例えば、宮崎県宮崎市の場合、宮崎牛ステーキセットや完熟マンゴー、胡蝶蘭などが選択できます。

最近では長野県安曇野市が、市内に本社のあるバイオ社のノートパソコンをお礼の品に採用したことが大きな話題となり、1か月で前年度の25倍の申し込みに至ったそうです。

ちなみに、お礼の品はモノだけではなく、ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」では、政府(自治体)がプロジェクトオーナーのクラウドファンディングをサポートしています。

「子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療」や「国重要文化財・慈恩寺のセキュリティ強化」などのプロジェクトを支援するために寄附をすることも可能です。

自治体によっては「緑化の推進」や「子育て支援」など、寄附の用途を指定することもできます。

わずかな自己負担で、日本全国の特産品をもらえたり、気になるプロジェクトをサポートしたり、自分の意思で寄附金の使い方を选べるのは納税者としてもわかりやすいですね。

ご自身がお住いの町や地域のお礼の品を調べてみると意外な発見があるかもしれません。

## 顧問先紹介



パスタと創作料理とおいしいお酒が楽しめるお店♪

**日光市(旧今市)で年中無休！ランチもディナーも楽しめる♪**

大人の方もお子様もワイワイ楽しめるダイニングです。本格パスタ料理や一風変わった創作料理を、種類豊富&リーズナブルにお召し上がり頂けます。

客席も半個室のBOX席や完全個室のお座敷(ご宴会の際にはお部屋でビールサーバーが使える豊富な飲み放題メニューがお楽しみいただけます♪)が人気でお酒を飲む方にはもちろん、子連れのお客様で店内はいつも賑わっております。居酒屋料理に加えて季節ごと20種以上のパスタや特製オムライスがあり、ノンアルコールカクテルも豊富なので女性にも大人気のお店です♪



エクストラコールド(マイナス2℃スーパードライ)は1杯目250円(半額！)

この夏からは氷より冷たい

フリージングハイボール(450円)が人気です。



右は日光甘味処プロジェクト  
乙女あんみつ(680円)です♪

### 店舗情報

創作洋麺Diningわいわい

日光市今市80-5

TEL0288-25-7310

年中無休 12:00~翌25:00



『社長にも読ませたい日本一  
やさしく経営がわかる会計の本』

近年会計は、ビジネスに必要なスキルとして見られています。  
この会計の考え方を身につければ、「会社の利益を増やすにはどうすればいいか」、「利益をだせる商品やサービスをどう作るか」といったことが分かるようになります。  
会計は、自社がこれからどの方向に進めばいいかを判断するために有効なツールです。



この本は、①会計数字を大づかみに理解する②ビジネスを会計的に考える③会計思考で、仕事も人生もうまくいく④財務諸表をざっくり読む、使う⑤会社の価値を会計的に考えるといった、5つの章から構成されています。このなかで、「ビジネスは売上や利益などの数字は重要であるが投資対効果で考えるべきであること」、「利益が出てもお金が回らないこと」等が書かれています。  
若手経営者やこれから経営に携わっていく方でご興味がありましたらご一読してみてください。

～ ～ 税務カレンダー ～ ～

◀ 8月 ▶		
内	容	納付／申請期限
個人事業税の納付		平成27年8月中
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成27年8月10日
6月決算法人の確定申告		平成27年8月31日
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税>(半期分) ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です。		平成27年8月31日
個人事業者の平成27年分の消費税中間申告		平成27年8月31日

◀ 9月 ▶		
内	容	納付／申請期限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成27年9月10日
7月決算法人の確定申告		平成27年9月30日
1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税>(半期分) ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です。		平成27年9月30日